

販売の方法に係る技術上の基準に関する事項（フロン販売用）

| 適用法令 | 項目 | 申請内容 |
|----------------------------------|--|------|
| 一般則第 40 条第 1 号 冷凍則第 27 条第 3 号 | 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。 | |
| 一般則第 40 条第 2 号 冷凍則第 27 条第 1 号 | 充填容器等・冷媒設備の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食・その強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガス・冷媒ガスが漏洩していないものをもってすること。 | |
| 冷凍則第 27 条第 2 号 | 冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。 | |
| 一般則第 95 条第 1 項 | 高圧ガスを容器により授受した場合は、充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては充填質量）、授受先並びに授受年月日を記録し、2年間保存する。 | |